

第 4 回

熊本県議会

# 経済常任委員会会議記録

平成20年11月11日

閉 会 中

場 所 第 4 委 員 会 室

平成20年11月11日（火曜日）

午後 1 時31分開議

午後 3 時 9 分閉会

本日の会議に付した事件

- ・今後の荒瀬ダム対策について

出席委員（8人）

委員 長	佐 藤 雅 司
副委員 長	溝 口 幸 治
委 員	西 岡 勝 成
委 員	藤 川 隆 夫
委 員	鎌 田 聡
委 員	早 田 順 一
委 員	内 野 幸 喜
委 員	増 永 慎一郎

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合調整局

秘書課政策審議員

兼政策調整室長 高 山 寿一郎

総務部

財政課長 田 嶋 徹

土木部

河川課長 野 田 善 治

企業局

局 長 上 野 信 一

次 長 上 野 幸 一

総務経営課長 中 園 幹 也

工務課長 福 原 俊 明

工務課企業審議員

兼荒瀬ダム対策室長 那 須 正 秀

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上 村 浩 誠

議事課課長補佐 菊 住 幸 枝

午後 1 時31分開議

○佐藤雅司委員長 それでは、ただいまから第4回経済常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に2名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたしました。

また、本日は、執行部からの申し出により県庁内プロジェクトチームの出席がっておりますが、お手元に配付しております配席表のとおり、本委員会に初めて出席をされるメンバーがおられますので、自席から自己紹介をお願いいたします。

それでは、総合政策局秘書課政策調整室長から順にお願いをいたします。

（総合政策局秘書課政策調整室長～企業

局荒瀬ダム対策室長の順に自己紹介）

○佐藤雅司委員長 それでは、本日の議題は、今後の荒瀬ダム対策についてでございます。

9月に開催をいたしました第3回委員会におきまして、ダム存続と撤去それぞれに必要な費用の一定が示されたところでございますが、その内容を検証、検討するため、10月1日に県庁内プロジェクトチームが設置をされました。

このたび——PTと申し上げますが、PTから、撤去、存続、開門調査について、コスト面、地域への対応策、環境面への影響などの検証、検討結果報告書が提出されたところでございますが、当委員会におきましては、検討されている今後の荒瀬ダム対策について執行部からの説明を受け、審議する必要があると考え、委員会を開催することにいたしました。

それでは、執行部からの説明を受けたいと思っておりますが、質疑は説明の後に受けたいと思

います。

まず、上野企業局長から総括説明を行い、続いて中園総務経営課長から説明をお願いいたします。

○上野企業局長 委員会を開催していただくに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、衆議院の解散など政局の慌ただしい中、荒瀬ダム対策について、急遽経済常任委員会を開催することになり、大変申しわけございません。

荒瀬ダムの撤去、存続等につきましては、知事が判断を行う場合の基礎となります資料の充実を図るため、先ほど委員長がおっしゃられたとおり、10月1日、部局を超えた構成メンバーから成ります荒瀬ダムについての庁内プロジェクトチームを設置いたしました。

本日は、1カ月余り検討してまいりましたダムの撤去、存続及び開門調査におきます諸課題等について、検討結果がまとまりましたので、委員の皆様方に御報告申し上げます。

詳細につきましては総務経営課長から御説明いたしますので、どうかよろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○中園総務経営課長 では、座って説明させていただきます。

今年6月4日の知事の荒瀬ダム撤去方針の凍結の発表以来、今日まで議会では、6月と9月の両議会の本会議あるいは経済常任委員会やそのほかの常任・特別委員会でも、凍結の是非について種々議論がなされたところでございます。また、地元八代市では、去る11月6日に、知事の旧坂本村民からの意見聴取を含め、5回の説明会を開催しました。そして、これまで、漁協、土地改良区、環境団体などの各種団体からの意見や要望、多くの県民からの意見や投書、マスコミの寄与等、各方面から反響があったところでございます。

知事が、12月までに荒瀬ダムの撤去か存続を判断されるのを前にして、本日は、6月、9月の経済常任委員会で委員の皆様方から御意見や質問などありました点を踏まえ、庁内プロジェクトチームが検証した結果を中心に御説明し、御意見をいただきたいと思っております。

これまで、委員会の皆様方の御意見や八代市民や各種団体の意見、そしてPTの報告等を踏まえ、知事が総合的に存廃の判断をされるものでございます。

なお、庁内プロジェクトチームのことでございますが、資料2のPT報告の概要の表紙に設置目的が説明してございます。

知事が荒瀬ダムの存廃の判断を行う際の基礎資料を作成し、整理し、報告するために設置されたものでございます。

PTは、企業局と政策調整室、財政課、河川課の職員で構成されておりますが、環境生活部や農林水産部などの関係課とは随時意見交換をしております。PT報告書にも意見が反映されております。なお、このPT報告書は、本日午前中に知事へ報告をいたしております。

きょうは、その報告の概要を私の方で説明させていただきます。

資料1から説明に入りますけれども、お手元に正誤表がございましたので、訂正のほどをよろしくお願いいたします。

では、資料1の荒瀬ダム庁内PT報告の主な内容について御説明をさせていただきます。

まず、1のコスト検証でございますが、企業局が試算した資料をPTが検証したところ、撤去の場合19億7,000万円が、存続の場合7億2,000万円が増額すると試算をしております。

具体的には、撤去の場合、護岸補修で8億6,000万円が、浸水対策で11億1,000万円が新たに必要となり、総事業費が91億8,000万円、

21年度以降の支出額は71億2,000万円、実質負担額は68億9,000万円となっております。存続の場合、浸水対策として7億2,000万円が新たに必要で、総事業費、今後の支出額はともに87億3,000万円、実質負担額は16億円となります。

撤去と存続の場合の実質負担の差というのは約53億円でございます、存続の方が約53億円県民負担が少ないというものでございます。

次に、2の電気事業会計の見通しでございますが、試算したところ、撤去の場合、23年度以降内部留保資金が不足し、総額で28億円の一般会計からの投入が必要と試算しております。存続の場合、総括原価方式の適用で安定的な経営が可能でございます、今後内部留保資金が確保されるために、一般会計へは10年間で最高16億円の寄与が可能と考えております。

次に、3の開門調査でございますが、河川法上、発電を前提にした水利権の更新をした上で開門調査を行うものとしており、その結果、今後、国交省との協議、九電との契約変更の協議など、解決すべき困難な課題が多いと検証しております。

なお、開門調査の後に撤去、存続に移行する場合、開門調査したことで調査費用あるいはメンテナンス費用などが必要で、内部留保資金が現時点より減少した状態でスタートするということとなります。

次に、4のその他でございますが、環境や水産業への影響については、ダムは環境等へ負荷をかけておりますが、その影響を定量的に把握することは難しい、撤去、存続にかかわらず、これまで以上に配慮すべきであるとしております。

さらに、地元からの代替橋などの要望は、知事判断後、地元と調整を行うこととしておりまして、試算には盛り込んでおりません。

以上、主な内容について説明しましたが、

では資料の2を使って荒瀬ダム庁内PT報告の概要を説明させていただきます。しばらく時間がかかりますので、よろしく願いいたします。

まず、1ページでございます。

荒瀬ダムの存廃における諸課題でございます。

1のコスト検証でございますが、これはあくまでも現段階の見込み額でございます、今後、関係団体との協議により、対応と費用に若干の変更があるものと見ております。

まず、左側の撤去でございますが、6月の委員会でお示ししました企業局の試算は、総事業費で72億1,000万円、21年から30年までの残事業費が51億5,000万円と見ておりましたが、PTの検証では、護岸補修対策に8億6,000万円、浸水被害軽減対策に、砂れき除去で3億9,000万円、道路かさ上げで7億2,000万円、合計11億1,000万円が増加見込みというふうに見ておりまして、両者をプラスしたところ19億7,000万円が増額するというところで、総事業費が91億8,000万円、残事業費が71億2,000万円と検証いたしております。

次に、右の存続でございます。

これは21年から30年度までのシミュレーションでございますが、企業局の試算では、総事業費、残事業費ともに80億1,000万円としておりますが、PTの検証では、浸水被害軽減対策として道路かさ上げに7億2,000万円が加わることで、総額、残事業費ともに87億3,000万円ということになります。

次に、2ページをお願いします。

実質的に負担する額でございますが、これは総括原価に含まれない経費の合計額でございます。

撤去でございますが、企業局の考え方としては、発電をやめた後の撤去関連費用は、当然総括原価の対象とならないということでございますが、21年度分につきましては、九電との間に2億3,000万円が総括原価に含まれ

るということになっております。

6月の試算で、実質的に負担する額は49億2,000万円としておりましたが、P Tの検証で19億7,000万円の追加工事が必要なために、合わせて企業局が実質的に負担する額は68億9,000万円でございます。

次に、右の方の存続でございます。

企業局の考え方としましては、9月の委員会で御説明しましたように、設備更新、管理対策費用の71億3,000万円は、これは売電料金で返ってくる、総括原価に含まれると説明いたしました。実質的に負担する額は8億8,000万円でございます。なお、九電との基本契約につきましては、現在締結に向けて交渉中でございます。

実質的に負担する額8億8,000万円に、新たに追加される費用7億2,000万円を含めて、企業局が実際に負担する額は16億円と検証いたしております。

この撤去と存続の実質負担額の差は53億円というふうに見ておまして、存続の場合、先ほど申しましたように、53億円県民負担が少ないというふうに見ております。

次に、3番の特に検証が必要な対策、これには護岸と浸水でございます。

まず、護岸でございます。

撤去の場合、企業局の考え方としましては、これまで護岸補修が必要な箇所の補修を実施しております。2,334メートル、73カ所を3億5,000万円を実施済みでございます。なお、今後撤去によって流水状態になることで護岸の侵食が進行し、そのために予防措置として、撤去完了時までには河岸崩壊防止対策の実施が必要と見ておまして、延長2,000メートル、5億3,000万円を実施することとしております。

それについてP Tが検証したところ、企業局の試算では、比較的安価なコンクリート張り工法を採用しておまして、施工性、安全性等を考慮すると、アンカー、石張り工の工

法を採用すべきであると判断しております。

これにつきまして、資料3の本編の16ページをごらんください。

上の方に、企業局の補修工法とP Tの検討工法が載っております。これだけ手厚くアンカーを打ってきちっと施工すべきであるということでございます。それに、一部追加箇所がございまして、P Tの予算では13億9,000万円かかるということで、8億6,000万円の追加増額でございます。

次に、存続でございます。

これに対しましては、企業局の考え方としては、継続的に護岸補修を実施していく考えで、21年度分は350メートル、8カ所を2億3,000万円施工するというようにしております。

これは、P Tの検証は、おおむね妥当と判断をしております。

次に、3ページをお願いいたします。

浸水でございます。

企業局の基本的な考え方としましては、荒瀬ダムの貯水池上流の貯水池内の堆砂等の影響等もございまして、毎年のように道路の冠水等の浸水被害が発生しております。これまで家屋のかさ上げ45戸を実施しております。特に、企業局としましては、撤去する場合、防災対策として堆砂除去の費用は計上しておりません。ただ、下流への治水環境対策として、土砂を10万立米除去することといたしております。

P Tの検証でございますが、87万立米の堆砂のうち、先ほど言いました10万立米を、撤去工事に入る前までに5万立米、撤去期間中に5万立米、合わせて10万立米除去した後に、残量の77万立米につきましては自然流下の考えでございましたが、自然流下することによって、30年かけて建設前の水位に戻ると想定をしております。

ただ、洪水が起こった場合、そういう考えであれば50センチしか水位が下がらないとい

うことで、今後自然流下完了までの暫定防災対策を実施する必要があるということで、堆砂の除去を6万立米すべきであると、あるいは道路のかさ上げが必要ということで、堆砂除去に3億9,000万円、道路かさ上げ費用に7億2,000万円と見ておりました、11億1,000万円が新たに必要というふうに検証いたしております。

右の存続でございます。

企業局としましては、防災対策として、堆砂除去を今後10年で17万立米行う予定で、費用が10億6,000万円でございます。

これに対して、P Tの検証結果、道路、宅地のかさ上げが必要ということで、プラス7億2,000万円の費用の増額がっております。

次に、4ページをお願いいたします。

環境等への影響でございます。

球磨川、八代海への影響でございます。

撤去の場合ですが、企業局の考え方では、球磨川への影響と対策につきましては、環境の予測、これはダム下流への影響はほとんどないと見ております。また、土砂流下でございますが、撤去する場合、5年後あるいは50年後、下流にある遥拝堰を通過する土砂量は2%から6%の増加というふうに予測をしております。

また、生物その他でございます。

生物の一部は消滅する可能性があり、瀬とふちが復元することによって植生等にも変化があると予測をしております。

対策としましては、環境保全措置あるいは環境を低減するための措置を行う。また、さらに環境モニタリングを実施する。そのためには、ここに書いてありますように、技術専門委員会あるいはモニタリング連絡調整会議を設置する予定でございます。

次に、八代海への影響と対策でございます。

影響の予測でございますが、荒瀬ダム撤去に伴う変化は、上流の瀬戸石ダム堤体、下流の遥拝堰までの流水区間と予測をいたしてお

ります。

対策としまして、平成22年度まで、除去した砂れきを覆砂事業に使うこととしております。

P Tの検証でございますけれども、おおむね妥当であると、十分な配慮が必要というふうに検証いたしております。

次に、存続の場合でございます。

球磨川への影響と対策でございますが、まず影響でございます。

水質、底質ともに環境基準内というふうにとらえております。

淡水赤潮、アオコの発生あるいは異臭につきましては、球磨川本流、支流やダム貯水池内での発生を確認いたしております。

対策としましては、淡水赤潮、アオコ対策、底質改善等のために泥土を除去することといたしております。また、アオコにつきましては、物理的に除去をするというふうにしております。

また、環境改善に向けた放流としましては、現在維持放流を毎秒2トンいたしておりますけれども、その量をふやし、赤潮が発生する予想ならば、さらに放流をすることといたしております。

また、環境モニタリングを実施する。そのためには、技術検討委員会あるいは管理環境対策協議会を設置予定でございます。

次に、八代海への影響と対策でございます。

影響でございますが、汚濁負荷につきましては、BOD、CODともに一般的な変動範囲内と見ております。

また、干潟と土砂供給でございますが、干潟の減少、これはダムが影響するというのは当然認識をしておりますが、そのほかに干拓、砂利採取などが要因との指摘もございます。海域環境への影響の程度は、現段階では不明ということでございます。

なお、赤潮につきましては、荒瀬ダムとの関係につきましては、現在ある情報では判定

できないというふうを考えております。

次に、対策でございます。

ダム貯水池内の管理・環境対策の強化あるいは下流への土砂供給の方策の検討、また、先ほどから言っておりますように、砂れきは覆砂事業に使うことといたしております。

P Tの検証でございますが、ダム等が河川や海域環境に何らかの負荷をかけていることは否めないということで、これまでの各対策の実施とあわせて、各調査あるいは監視等を実施する必要があるというふうに見ております。

また、下流域でのデータ収集、分析については、環境部局との連携が必要というふうに見ております。

次に、5ページをお願いします。

水産業への影響でございます。

まず、左側の撤去でございます。

球磨川の漁業への影響でございますが、撤去することによって、アユの生息場の拡大等によりアユの資源量が増加すると予測されておりますけれども、定量的に把握することは困難であるというふうに見ております。また、工事の実施期間中、濁水発生の予防策等の対応が必要というふうに見ております。

なお、現在、球磨川漁協に業務委託をしている球磨川産の稚アユの採捕放流事業あるいは種苗の補殖放流事業等につきましては、荒瀬ダムの存在が前提でございますので、基本的には廃止の方向でございます。

なお、P Tの検証としましては、企業局の考えはおおむね妥当であると判断しております。なお、河床等の状況の変化がアユへどのように影響を与えるかについては、確認しながら対応することが必要というふうに見ております。

次に、八代海の漁業でございます。

先ほど申しましたように、荒瀬ダム撤去に伴う変化は、主に流水区間までと予測しております。砂れきにつきましては、覆砂事業に

使うことといたしております。

P Tの検証でございますが、ダム撤去の海域環境への影響を定量的に把握することは困難であるというふうに見ておりますが、長期的に見れば、砂が自然流下し、良好な干潟が河口域に形成され、アサリ等の成育等に好影響を与える可能性があるというふうに見ております。

次に、存続の場合でございます。

球磨川の漁業でございますが、ダムの内水面の漁業への影響の程度を定量的に行うことは困難であるというふうに見ております。なお、ダムがアユの遡上等に影響を与えているのは事実というふうに見ております。

また、これまでは、荒瀬ダム建設時の漁業補償契約で、球磨川漁協へ損害補償を実施しております。また、先ほど申しましたように、球磨川漁協に業務委託をいたしております。

なお、現在、アユの降河時期に合わせた水位低下期間の延長あるいは球磨川漁協で取り組む放流尾数の数をふやしたり、生息場等の造成への支援を検討中でございます。また、下流への土砂の供給方策を検討することといたしております。

P Tの検証でございますけれども、存続につきまして、これまでの対策に加えて、現在検討中の対策を実行することは有効であるというふうに見ております。

次に、八代海の漁業でございます。

ダムによる環境負荷の海域での水産業への影響を定量的に行うことは困難であるというふうに見ております。また、先ほどから申しておりますように、これまでの対策としましては、平成22年度まで除去した砂れきの覆砂事業に使っております。

今後の対策としましては、覆砂事業の継続を検討する予定でございます。また、下流への土砂の供給についても、今後方策を検討することといたしております。

八代海への漁業のP Tの検証でございます

が、ダムが河川等に何らかの負荷をかけていることは否めない、今後とも、これまでの対策を継続していく必要があるというふうに検証いたしております。

では、6ページをお願いいたします。

その他でございます。

まず、1の地域からの要望等でございます。

撤去の場合、代替橋、井戸がれ、消防水利につきまして八代市から要望がっておりますが、企業局としましては、ダムがあることによる反射的利益として、対策の必要はないとの考えでございます。なお、今後、ダム撤去に係る地域対策検討協議会等を設置して、その必要性について検討するという事になっております。

代替橋につきましては、仮に架橋した場合は20億円、井戸がれの場合は最大で2億円、消防水利の場合は最大で6億円の事業費を要すると想定いたしております。

P Tの検証でございますが、知事の判断後、必要に応じて地元と協議を行う必要があるというふうに検証をいたしております。

次に、右の方の存続の場合でございます。

低周波、騒音、振動への対応でございます。

昭和52年に、荒瀬ダムの周辺地域の住民から振動に関する苦情がございまして、それを発端として52年から59年にかけて調査をしております。

これは低周波による空気振動ということが判明いたしましたけれども、平成8年に、荒瀬ダム放流に伴う低周波振動に関する覚書を締結して、迷惑料を支払っております。なお、その後、平成15年に、地域住民の1人から調停申立が起きておりましたが、これは不成立に終わっております。

なお、現在、企業局では、管理対策の一環として低周波、騒音、振動に関する実態調査を実施しております。

P Tの検証としては、その結果を踏まえて検討が必要というふうにしております。

次に、水利権でございます。

撤去の場合でございます。

現在の水利権が平成22年3月31日まででございますけれども、ダムを撤去するとなりますと、河川法31条に基づく工作物の用途廃止届を提出する必要があるございます。その後は、速やかに原状を回復するために、26条に基づく工作物の除却申請を行うことが必要でございます。

次に、存続でございます。

水利権の更新に際しての許可の手続は、河川管理者である国交省との協議によるものとしております。

企業局としましては、地元の八代漁協あるいは球磨川漁協に対して、水質対策及び環境対策等を丁寧に説明して、理解を得られるように努めていく考えでございます。

P Tとしましては、おおむね妥当と判断をいたしております。

では、次に7ページをお願いいたします。

電気事業会計の今後の見通しでございます。

撤去の場合でございます。

企業局の基本的考え方でございますが、6月の委員会の折に説明しておりますけれども、21年から29年にかけて、7発電所からの収入を計上しております。現在、藤本発電所を含めて8発電所がございまして、7発電所からの収入を計上しております。

現在、20年末現在で53億円の内部留保資金がございまして、一部額を除いた額を計上した上で、26年度以降資金不足が生じ、最終的には枯渇する見込みということでございまして、電気事業の経営継続は困難と判断をいたしております。

次に、P Tの検証でございます。

今後、撤去にどれだけの資金が投入可能なのか、あるいはその場合、電気事業全体の収入がどうなるのか、さらには、一般会計からの支援の必要性はあるのかという点について

検証を行っております。試算期間は21年から30年でございます。この費用には、先ほどの19億7,000万円増額した費用が含まれてございます。

この試算で、最も今までの私たち企業局との考え方が違うのは、将来の設備更新に備えて確保しておくべき損益勘定留保資金、これは7発電所分で22億円ございます。この20年度末の53億円の内部留保資金から、この7発電所分の損益勘定留保資金を除いた額を前提にしてはじいた結果、10年間で28億円が不足するというふうに見ております。7発電所分は、当然みずからの設備更新に備えてとっておくべきということで、撤去費用から除外しておく考え方でございます。

P Tの検証では、10年後で28億円不足するというふうに見ております。

次に、右の方の存続でございます。

企業局の考え方、これは9月の委員会にお示ししたとおりでございます。

21年から30年までの10年間のシミュレーションでございまして、全8発電所からの収入を計上しております。

内部留保資金の推移から、10年間で最低でも17億円の内部留保資金が確保されるというふうに見ておりまして、今後の電気事業の経営は安定的な継続が見込まれるというふうにしております。

次に、P Tの検証でございます。

P Tでは、存続した場合の電気事業全体の内部留保資金の推移を試算することによって、安定した経営を継続しながら、一般会計への寄与可能額をどれだけ確保できるかについて確認、検証を行っております。

済みません、この本編の64ページをお願いいたします。

これは継続した場合の内部留保資金の推移をお示ししております。

これは42年までの22年間の試算をしておりますけれども、内部留保資金、これは最大で

平成42年に58億円ということになっております。

この内部留保資金の内訳でございますけれども、真ん中に損益勘定留保資金、法定利益積立金、任意積立金という表現がございます。P Tでは、この任意積立金をクローズアップしまして、8ページの資料の右側の存続のところに抽出しております。

シミュレーションが平成21年から30年までの10年間でございますので、平成30年でこの任意積立金が最大で16億円ということになります。P Tでは、この任意積立金を一般会計への寄与可能額というふうに見ておりまして、最大で16億円積み上げることができるというふうに検証をいたしております。

この決算の中身については、ちょっと今回は説明は省略させていただきます。

では、9ページをお願いいたします。

開門調査における諸課題でございます。

開門調査でございますけれども、一応項目としまして、法的な整理、機器の耐用性、九州電力との契約、費用の負担、その他井戸がれ、消防水利、瀬戸石ダムとの調整ということで整理してございます。

まず、1番の法的な整理でございますけれども、水利権更新を行わなければ現行の水利権が失効しますので、その場合は、ダムは河川内の不法占用物の状態ということになります。したがって、開門調査をする場合でも、現行水利権の更新が前提というふうに見ております。その際、水利使用目的である発電に役に立つ行為としての調査を行う必要がございます。単に放置することは許されないというふうに見ております。

また、調査の有効性を確保するためには、最低でも2年間の開門が必要であると、前後の検討あるいは検証期間を含めて計6年間が必要というふうに見ております。その場合でも、調査をしても開門と調査結果との因果関係が解明できるかどうかは不明というふうに

見ております。

次に、機器の耐用性でございます。

水車とか発電機等の機器につきましては、平成14年以来、撤去を念頭にしておりましたので、更新を行わなかったためにかなり老朽化が進んでおります。6年間の調査で、機器を更新せずに発電を行うことは困難であるというふうに見ております。

次に、九電との契約でございますが、九電との交渉中の基本契約でございますが、開門調査により一定期間発電を行わないとなれば、基本契約の諸条件とのそごが生じて、藤本発電所が基本契約から除外される可能性が高いというふうに見ております。

また、費用の負担でございます。

試算の前提としまして、先ほど申しましたように、6年間の期間といたしますか、事前に発電をしながら2年間開門調査した後に、さらに事後調査、分析のために2年間の発電をしながらの調査を考えております。

調査の実施に当たりましては、最小限必要とされる経費として、環境調査費として2億1,000万円、工事費として4億5,000万円、6億6,000万円を考えておりますが、そのうちの3億6,000万円につきましては電気料金で回収できるために、実質的な負担額は3億円というふうに見ております。

また、開門調査期間中に、必要最小限の護岸補修として3,000万円、浸水対策費として15億1,000万円を見ておりまして、合わせて15億4,000万円のうちに9億8,000万円が実質負担額ということを見ておりまして、合わせて12億8,000万円が実質的に負担する額というふうに見ております。さらに、2年間発電できないことによる減収として14億円を見ております。合わせて26億8,000万円が電気事業会計に影響を与える額というふうに見ております。

開門調査を行った後に撤去、存続へ移行する場合、この場合、調査によって調査費用あ

るいはメンテナンス費用等がかかっておりますので、内部留保資金が減額しております。その時点からの撤去あるいは存続への移行ということになるということでございます。

次に、その他の井戸がれ、消防水利、瀬戸石ダムとの調整でございます。

今後、必要に応じて地元あるいは電源開発と十分協議する必要があるというように考えております。井戸がれの場合は約6,000万円、あるいは消防水利の場合は約1億2,000万円の費用がかかるというふうに見ております。また、瀬戸石ダムとの関連では、警報体制を整備するために約1億2,000万円の負担が必要であるというふうに見ております。

では、最後のページ、10ページをお願いいたします。

総括でございます。

これは何度も説明いたしておりますけれども、撤去の場合は19億7,000万円の追加が必要となるために、総事業費は約91億8,000万円、実質負担額は68億9,000万円と試算をいたしております。なお、内部留保資金につきましては、ピークの平成29年には28億円が不足するために、一般会計からの投入が必要と試算をしております。

存続の場合は、7億2,000万円の増額がありまして、総事業費が87億3,000万円、実質負担額は16億円と試算をしております。この場合は安定的な経営が見込まれますけれども、そのために一般会計への16億円の寄与が可能というふうに見ております。

開門調査につきましても、まず水利権の更新が前提であるというふうに見ております。

次に、環境、水産業につきましては、環境、水産業への影響については、ダムが負荷をかけていることは否めないということでございますが、定量的に把握することは困難であるというふうに見ております。撤去、存続にかかわらず、できる限りの配慮が必要というふうに見ております。

以上でございます。

○佐藤雅司委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 今回PTの報告ということで出されましたけれども、撤去費用が——まあ撤去も存続も費用がまた増額になっております。特に撤去費用、撤去決定時が60億円ですか、数カ月前までは72億円、今回は91億円ということで、数字が非常に短い期間でこれだけやっぱり変わってきているということは、そもそもの数字がどういった計算をやっていたのかというふうに、そういった少し疑念を非常に持っています。

2回前ぐらいの委員会で聞いたと思うんですけれども、民間コンサルじゃなくて、企業局職員がきちんと積算をやって72億円というふうに出てきたと言われましたけれども、今回はどこのだれがやったんですか、この数字は。

○中園総務経営課長 10月1日に知事から、庁内のプロジェクトチームの設置がございまして、その中には財政課職員、あるいは河川課の職員、あるいは調整室の職員ということで、いろいろ非常に専門的な分野に強い人間が入っております、その結果、私どもの6月あるいは9月にお示ししました内容をさらに精査した結果、特に撤去につきましては、護岸であるとかあるいは浸水対策が必要というふうに入れた結果、19億7,000万円の増額があったということでございます。

○鎌田聡委員 さらに専門家を加えたら額がふえたということで、それも非常にまた短い期間ですよ、10月からやられていて。さらに、またそのメンバーが変わってくれば額が変動していく可能性もあるんじゃないかなと

いうふうに思われかねないと思うんですよ。また、期間がたって、見る目が変われば数字が変わっていくんじゃないかなというふうに思いますけれども、ちょっとそういうことを言ってもあれですから、まず、今言われました、撤去の場合の護岸補修費8億6,000万円ですか、これはページ数でいくと概要版の広いやつの2ページ目、撤去する場合に、非常に水位が低下して流水状態になるために、想定される崩壊防止対策の実施が必要ということで、これは河川の専門家が判断されたのかどうかわかりませんが、もともと撤去を前提とした検討委員会の中では何回か意見が出されていたというふうに聞いています。

ただ、出されていても、専門委員会では、もう特に心配されてなかったということで、その必要性が撤去の検討委員会では議論をされていないというふうに聞いていますけれども、なぜ今回こういったやつが出てきたんでしょうか。

○福原工務課長 護岸の補修に関しましては、水位低下設備をつけて、その後に水位を低下したところで状況を見ながら、撤去の段階にあわせて道路管理者だとか河川管理者と現地を調査した上で、工法等をきちんと詰めていこうという考えを持っておりました。その前に、今出してありますのは、これまでの工事の実績を踏まえまして、ダム貯水池の補修というような形で積算をしているところでございました。

今回、PTの方では、河川課等も入って、専門家、河川管理者の立場、そういう視点から見直したということで、補修よりも一歩進んだ補強というような形で積算がされているというところでございます。

○佐藤雅司委員長 そのあたり、河川課長、いかがですか。

○野田河川課長 護岸工の考え方でございますけれども、撤去によりまして、流速が撤去前は大体3メートルから4メートルという流速でございます。これが、撤去後、4メートルから5メートルに流速が速くなるということになります。その変化は、ダム直上流付近から与奈久付近の直線区間、この付近までが非常に顕著であるというふうに予測されております。

現在の河岸が、あの天然河岸とか雑石積みとか、ところによってはコンクリート張り工というふうなことでございますけれども、その流速が上がることによりまして、天然河岸ないし雑石積み工の区間につきましては、現状より非常に厳しい状況になるというふうなことで判断しております。

少なくともその影響があるというふうなことで、この天然河岸部分については、特に土質的にも砂岩とか頁岩というふうなことを踏まえますと、非常に撤去によりまして河岸が露頭するということになりますと、基礎部の洗掘とか、そういうことが助長されるというふうなことが想定されると判断しております。そのような中で、対策を変更し、もっと強固なやつに変えたというふうなことでございます。

○鎌田聡委員 撤去によって流速が変化して、先ほど補修よりも補強という観点からというお話がありましたけれども、これが、じゃあ即撤去したからすぐやらなければならない工事じゃないと思うんですね。ですから、これが撤去費用に盛り込まれるのがどうかということと、これはやっぱり河川管理者は国交省でしょう。これは、やっぱり撤去する際には、ここまで県がやらなければならないというふうになっているんですか。

○福原工務課長 撤去する場合には、できる

だけ予防策をとって、除却を完了して河川管理者に引き継がなくちゃいけないということでございます。

○鎌田聡委員 それは河川管理者との協議の上そう言った話なんですか。

○福原工務課長 今の話は、一般的に河川から構造物を除いてもとに戻す、原形復旧する場合にはそのようにしなさいということでございます。

○鎌田聡委員 一般例としてはそうかもしれませんが、やはりそれは今後の国交省との協議の中で詰めていくべき話だと思います。特にお金がないという状況が言われている中で、それは今後ぜひ詰めていただきたいと思いますが……

○上野企業局長 今、鎌田先生が質問された件につきましては、平成14年当時、道路の護岸、ここをどこまでやるかというのは、整備局と八代河川国道事務所、それと企業局の方で話し合いをしております。

その段階では、今回ふえる原因になっております底流部、ここについては当時はわからない部分があったので、国交省さんは、そこまでやっぱり工事からやるべきだという主張でございましたけれども、それについては、はっきり言ってダムが堰堤がある以上見えないから、そこについては、じゃあ将来そういう時期になったときに再度話し合いましょうということで整理しておりましたので、14年当時はそこは除いて、それより上流部分について、じゃあ企業局の方でやりましょうということで話がついておりました。したがって、その14年当時の約束の実行というのが、今回のPTで、水をずっと落とした段階で下までやるという部分になっておるといように私は解釈しております。

○佐藤雅司委員長 平成14年当時ですね。

○上野企業局長 そうです。

○鎌田聡委員 その当時の話と、また、さらにやっぱりこういった部分は国交省と詰めていっていただいて計上しないと、冒頭言いましたように、また数字が変わったら非常に不信感が出てまいりますので、その点はぜひ今後詰めをお願いしたいと思います。

それと、撤去の場合、護岸の次の浸水被害軽減対策で11億1,000万増額をしていますが、撤去するのになぜ道路かさ上げとか家屋かさ上げがこれは必要になって、この額が積み上がったんでしょうか。

○福原工務課長 概要の3ページの方に、PTにおける確認、検証という欄がございますけれども、その途中のところに「しかし、ダム撤去直後においては、上流の鎌瀬地区付近の水位は0.5m程度しか下がり」ないということが書いてありますが、ダムを撤去しても、そして、そのときに10万立方メートルの土砂を事前にとっておいても、鎌瀬地区においては0.5メートル程度しか下がらないと。このときに、梅雨等の洪水等がございますと、道路の冠水等の被害の発生のおそれがあるということで、撤去ではあるんですけれども、暫定的にそういう道路のかさ上げ等の対策、それに堆砂の除去、6万立方メートルですけれども、ここの対策が必要だというふうに判断したところでございます。

将来的には、水防災事業等の抜本的な治水対策が行われればこういうことは必要ないんですけれども、今球磨川の水防災事業というのは全体で42地区あるんですけれども、現在11地区が完成して、現在6地区が工事中と。25地区については、まだその施工自体も未定ということがありまして、この鎌瀬地区も未

定の部分に当たりまして、じゃあそのまま放っておいていいのかということから、PTの方では、暫定的なんですけれども、道路のかさ上げと6万立方メートルの堆砂の除去というのを計上したということでございます。

○鎌田聡委員 ダム撤去直後は50センチしか下がらないにしても、撤去してしまえばらくすると下がっていくんでしょ。先ほどの説明からいくと、水位が下がると、そのため護岸の工事が必要だという話でしたから。暫定的に道路と宅地かさ上げに7億2,000万かけるというのはどうかなと思うんですけれども、それと、それが撤去のためにそれをやらなければならないという事業じゃないと思うんですよね、これは。これが撤去費用に加わっているというのはどういう意味なんですか。撤去しなくても——それは撤去しない方が、このようにやっぱり浸水対策をやらんといかぬというふうにとらえますけれども。

○福原工務課長 今、鎌田委員の言われたとおりでございまして、存続の方に対しても、PTの検討結果の方で道路のかさ上げというのが計上されております。

もともと企業局の方では、浸水被害に対しましては家屋のかさ上げということでやっております。国の方の、先ほど申し上げました水防災事業につきましても、基本は家屋のかさ上げで、道路につきましても、家屋に隣接した道路の部分だけかさ上げして、後はもとの高さにすりつけるというのが一般的な対策でございます。それで、企業局といたしましても、当初は家屋のかさ上げということで対応してきたところでございます。

○鎌田聡委員 だから、撤去して、直後では水位が下がらなくても、そういうように下がっていくわけですよ。そこで、何で撤去費用にこれが盛り込まなければならないのか

ということ。

○福原工務課長 済みません、今ちょっと言葉が足りなかったんですけども、3ページの先ほど読み上げたそのちょっと上の方に書いてあるんですが、10万立方メートル取ったあと、残りの残量77万立方メートルは自然流下させる考えということで、その次に括弧で「以後、30年かけて建設前の水位に戻ると想定」ということで、これが水位が下がるんじゃないくて、かなり長いスパンが必要だということで、その間地元の皆さんに、そういう浸水被害、道路が使えない状態を受忍させることがいいのかという判断でございます。

○西岡勝成委員 今回の荒瀬ダムの、要するに撤去凍結を蒲島知事が発表された大きな原因は、県財政が非常にのっぴきならぬ状況にあるということが主な原因なんですけど、この九電との基本契約で、私も、ちょっとこの前も言いましたように、与党PTのプロジェクトチームの座長をしとったときに、一番の違いは、設備更新、管理対策の、要するに総括原価に含まれる費用71億円を九電が見るということですよ。

ところが、よくよく考えれば、九電も会社ですよ。この原価を、結局九州の消費者が払うのか。県財政は、一応負担はなくなるかもしれないけれども、一般消費者から見れば、この分は最終的には——私も、うちの会社で年間1,200万ぐらい電気料を使っていますけれども、そういうところに最終的には来るんじゃないかと。すると、これが荒瀬ばかりじゃなくて、九州管内に仮にこういう契約をした場合、九電としては相当な、要するに原価負担を強いられるわけですけども、今までにそういうことは九電としてやってきたんですか。

○中園総務経営課長 九電も、本県と同じよ

うに、電気料金を決定する場合は総括原価方式で決定しております。ただ、九電の場合は、売り上げといいますか、費用は大体1兆2,000~3,000億ほどの規模でございます。私どもは数億程度でございますし、九州4県も含めて、その1兆4,000億ぐらいの中でとらえますと、非常に小さな額でございますので、電気料金に反映するといいますか、消費者が負担する額というのはごくごくわずかであるというふうに考えております。

○西岡勝成委員 荒瀬だけで70億ちょっとですね。すると……

○中園総務経営課長 荒瀬だけで7億の売り上げです。

○西岡勝成委員 いやいや、要するに原価に九電が……

○中園総務経営課長 71億。

○西岡勝成委員 だから、九州管内で仮にこの契約を実施した場合に、全体として相当なやっぱり原価がかかってくるんじゃないかと思うんですよ。

○中園総務経営課長 九州4県と言いましたけれども、福岡、大分、宮崎、熊本ということですが、これだけの規模の大きな改修というのは、ほかの県ではそんなに多くはないと思うんですね。特に宮崎あたりは、私どもの倍ほどの電気量を発電しておりますけれども、その場合も、各年度にきちっと割り振って建設改良等しておりますので、特に私たちみたいな70数億もかけた改良というのはそんなに多くはないというように見ておりますので、一応私たちとしましては、その71億につきましても、22年間をかけて回収するという見込みでございますので、22年間で割

り振っているというように考えております。

○西岡勝成委員 最終的には、少量であれ消費者が負担していかざるを得ないということですよ。そのことはやっぱりきちっと踏まえとかんと、ただ九電がその分はいいですよというわけではないんですよ、このことは。すると、結局、知事が最終判断をしようとしている12月までに、このことが一番のポイントでありますよね、九電が契約を締結するかせぬかということは。その辺の見込みは大体立っているんですか。

○中園総務経営課長 九州4県と九電の間で、基本契約の締結について、今交渉をしております。12月中には基本契約が締結される見込みでございます。できれば、11月の下旬までに九州4県と九電との間で合意ができればというふうに考えておまして、現在鋭意交渉中というところでございます。

○佐藤雅司委員長 12月中にはその見込みがあるということですね。

○中園総務経営課長 はい。

○西岡勝成委員 じゃあ、仮にない場合は、知事の判断もおくれるということですよ、多分。それは……。

○上野企業局長 今、西岡先生が言われた部分は、確かに心配なことではございましたけれども、きのうの段階で九電さんからは、卸供給契約といいますか、12月上旬には確定するんですけれども、それについては大体その方向で整理しているという回答をいただいております。

それは総括原価主義を採用するという方法でございますので、我々がこの計算に使っている項目、これは大体今までの経験則からし

ますと、ほとんど対象になるというふうに考えておりますので、おっしゃったような部分については一応心配はしておりません。

○西岡勝成委員 もう1つ、4年前とこの辺はどう違ってきたのかというのは、6ページの企業局全体としての、仮に撤去した場合、10年間で28億円が不足する、これは撤去費用もいろいろかかりますので、ふえてはきていると思うんですけども、仮に5年前の試算でこれは出てきていたんですか。企業局全体としての、要するに電気会計でこれだけの不足が撤去した場合は出てきますよということはあるおりましたか。

○中園総務経営課長 7ページでございますか。

○西岡勝成委員 ああ7ページ、6たい。今後10年間で約28億円不足するとなっておりますけれども、これは、5年前、我々がしたときにも、こういう電気事業会計として、まあこれより数は少なく――撤去費用が少なかったわけですから、少なかったんでしょうけれども、こういうマイナス部分の計算は成り立っていたんですか。

○佐藤雅司委員長 5年前の話ですが、中園課長。

○中園総務経営課長 撤去を決めた14年当時、あと6年間事業を継続すれば、撤去に要する費用は十分賄えると、内部留保資金はたまっていくということで判断しておまして、そのとき撤去した場合でも、大体7億円程度ですか、内部留保資金が残るというふうに計算をしておりました。

この28億円につきましては、19億7,000万円が入っておりますので、ちょっとふえておりますけれども、10年間で最高28億円不足す

るというふうにPTの方では試算をしております。

○西岡勝成委員 5年前は、要するに7億円余るという計算をしていたわけだな。

○中園総務経営課長 はい、そうでございます。

○西岡勝成委員 それと、もう1ついいですか。

この後の対策なんです、これは5ページ、残した場合の検討中の対策ですが「下流への土砂の供給(自然流下を目的とした最適な排砂対策の実施)」ということを書いてありますけれども、この辺は具体的にどうされようとしているのか、どのぐらいの金額がかかってくるのか。

○福原工務課長 下流への土砂供給の件でございますけれども、今現在は、堆砂については機械的な掘削を1～2月にかけて水位を下げまして行っているところでございますけれども、これを営々と続けるというわけにはちょっといきませんので、自然流下を目指したいと。

やり方としましては、洪水のあるときにダム水位を下げまして、洪水をそれに当てて土砂を洪水の力でもって流していくというようなことを検討しようというふうに考えております。

途中の段階といたしましては、土砂をまず流れやすいところに運んだりとかして、それに洪水を当てて流したり、最終的にはダムにある土砂に直接洪水を当ててダムから下流に流していくと、フラッシングというような方法を検討していきたいというふうに考えています。

○上野企業局長 今、工務課長が言ったのを

補足しますと、要するにダムがあったら、自然流下というのはなかなか洪水が来ても土砂は流れないから、上流部分にたまっているところ、それから、ここは取るべきだなというところの土砂を水を落として取って、それは当然工事費はかかりますけれども、それをダム堰堤の上流部と下流部に野積みします。それが梅雨時とか台風時期の洪水のときに八代海の方に押し流してくれるという、そういう方法をとるという意味でございます。

○西岡勝成委員 費用と、それによって自然流下じゃないんですよね、どっちかという。人工的な力が入るとの部分での違いが漁業あたりに影響しはせぬかという心配と、費用あたりでどのくらい見込まれているんですか。

○福原工務課長 下流への土砂供給の検討に当たりましては、7,200万円を予定しております。途中、先ほど局長の方から話がありました、ダムの直上流じゃなくてダムの下流の方に置き土をする、もしくは砂れき関係を覆砂に利用したりとか、公共事業に利用したりと、そういうものをひっくるめて10年間で約10億円ということを見込んでおります。

○藤川隆夫委員 球磨川のこの荒瀬ダムの付近には、上流の方9キロぐらいに瀬戸石ダムがありますよね。瀬戸石ダムと荒瀬ダムは、いろいろ協調しながら水量の関係等もやっていらっしゃると思います。その下には遥拝堰がありますね、同じぐらいの距離に。そこからは、工業用水、農業用水あるいは水道水が出ていますよね。荒瀬がなくなれば、当然水位低下が起こるということで、八代市等々から水位低下に対しての対策をとるということで来ておりますよね。

現状は、荒瀬ダムは、一定発電ということで常に水を流しながら発電されていますね。瀬戸石の場合は、ピーク時発電ということで、

昼間だけで、夜は水を流していませんよね。  
ということで、荒瀬がなくなれば、当然水は減ってきますよね。そうすると、瀬戸石の方からの水を当てにしないと、農業用水等に回らない可能性が出てきますよね。

そういった場合に、瀬戸石は電源開発がやっていますので、それに対して、当然向こうの発電量は落ちることになりますし、ちょっと触れられておりましたけれども、最下流のダムということになって、いろんな措置もしなきゃいけなくなってきますし、発電のシステム的なものも考えなきゃいけなくなる。

そういう意味において、その民間会社から、まあうまく話がつけばいいんですけども、やはり一企業でありますから、県に対していろんな意味で費用負担が求められてくるという可能性はこれはあるのかなのか、その部分をちょっと教えていただければと思います。

○上野企業局長 今、藤川委員が言われた部分については、100%ないというふうには思っていないけれども、現在までのところ、そういう正式なお話はございません。

ただ、昭和20年代に球磨川総合計画をつくったときに、おっしゃるように、荒瀬ダムがまず通常の発電ダムだったと。そこが受け皿になるから、おっしゃったように、ピーク発電、それを電発が考えるというようにやりました。このときに、じゃあ双方の関係者でそういうふうな取り決めがあったかというのは、現在のところ、そこは証拠等も何もありませんので確認できません。

今おっしゃった部分の不安要素については、電発さんとは、例えば下流への水をどういうふうに流すか、発電形態をどうするか、そのあたりは撤去という決定をしてからずっと話し合いをしております。今回、もし撤去という話になると、それがまた再燃して、そ

ういう手続部分についてはそういう形でやろうと思っています。

今おっしゃった民間企業の補償というか、その部分については、今のところ私の方は、そういう正式なお話もございませんし、当時のそういう記録等もございませんので、お話があったときは、それなりの対応をせざるを得ぬのかなというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 わかりました。

ということは、場合によっては撤去費用がさらに膨らむというような話にも当然なってくるわけですね、話のなり方次第では。

○上野企業局長 そうですね。今おっしゃったように、もしそういう要求があつて、それが正当な要求であるということになれば、当然撤去費が増加するという可能性はあります。ただ、現在のところ、そういう、何か目立った何かがあるかということ、それはございません。

○藤川隆夫委員 わかりました。

○増永慎一郎委員 まず、このP Tの検証が、費用面では何か所かしか出てきていないんですけども、ほかの部分はほとんど一致していたわけなんですかね、もともとの企業局とP Tの検証が。

○中園総務経営課長 はい、そのとおりでございます。

○増永慎一郎委員 何回ぐらいP Tの会議というのはあったんですか。

○中園総務経営課長 庁内P Tにつきましては、16名で構成をされておりますけれども、これにつきましては、10月1日以来、これは毎日……

○増永慎一郎委員 毎日。

○中園総務経営課長 はい、土日を含めて作業しております。その上に6課長、室長会議がございますけれども、これは正式には7回ほど開いております。

○増永慎一郎委員 きょうはコスト面の変化というのがものすごくいっぱい出されているんですが、私、この前9月のときにも、やはりコスト面的には撤去をした方が高くつくからというふうな説明で、存続という形の説明だったと思うんですが、もうちょっと環境面に関して話が出てきていいんじゃないかというふうに思いました。

その辺の、何というか、調べというのが、あんまりこれを見た限りではよくわかりませんし、今地元の方が撤去しろと言うのは、やはり環境面に配慮してだというふうに私自身が感じています。この前の川辺川と一緒にしたらだめなんですけれども、川辺川ダムするときには一応環境に配慮したところでの話があったので、その辺がちょっとどうしても何か納得がいかないというのがございます。

それと、水利権なんですけれども、この前9月の委員会のときにもありましたが、水利権の更新は漁協とかは大丈夫なんでしょうか。

○佐藤雅司委員長 それはさっきちょっとありましたが、いいですか。それでは那須荒瀬ダム対策室長。

○那須荒瀬ダム対策室長 運輸局、球磨川漁協等には、今誠意を持って交渉をしております。

○増永慎一郎委員 いや、先ほど九電の契約

はめどが立ったという話だったんですが、これはやっぱり水利権をきちんと解決しないと存続できないんじゃないかというふうに思いました。誠意を持って交渉をしているというふうな形だったら、何の説明にもなっていないと思うんですが。

○上野企業局長 じゃあ、私の方からいいですか。

私どもの方は、河川法上は、もし存続ということになると、これは単純更新という判断をしておりますので、法的には両漁協の同意は要らないと思っております。

ただ、この問題は非常に複雑に絡んでおりますので、最終的には国交省さんが、河川管理者、国家検証的判断をされますけれども、事前に私も所長さんと話した段階では、単純にそういう判断ができるかどうか、この案件は非常に難しいと、だから、それについては当然福岡の整備局、本省とも相談しながら、水利権の更新の話があったら対応しますということなのです。そして、それと同時に、両漁協さんとは丁寧ないろいろな説明をして話をしてくださいというところまでの話が出ています。

○鎌田聡委員 今水利権の話が出たんですけれども、そもそも前回更新に同意されたのは、撤去するからということで7年間の更新に同意されていたわけであって、そういった理由で更新されたのを、また今度は何の同意もなしに存続で更新をかけていくのは、これはもう不可能な話であり、そしてまた、それはいろいろな信用関係を含めてかかわってきますので、そこは誠意を持ってと言われましたけれども、非常に難しい壁、これは高くて分厚い壁だと思いますが、見込みはあるんですか。

○上野企業局長 おっしゃるとおり、平成14年に更新をいたしましたときには、45億しか

ない留保金でございましたので、撤去費用を獲得するために7年間の発電をやるということで両漁協さんにはお話ししました。そこで同意文書が出ているというわけではないんですけども、一応そういう説明をしたのは間違いございません。

それを今回は、撤去するという段階でずっとやってきたんだけど、工事の内容が、非常に丁寧にやる必要があるとか、詳細な部分を取り込むと非常に金がかかるということで、存続の方向で検討せざるを得ぬだろうというふうになっております。ここについては状況の変化がっておりますので、平成14年当時は確かにそういうお話で漁協さんにお話ししましたが、今の現況の県の状況あたりを話しながら、なぜこういうふうに費用がふえて、こういう方向に検討せざるを得ないかということについては、しっかり御説明しながら御了解いただく努力をします。鎌田先生言われたように、非常に難しいかもしれませんが、努力をすることしか、今のところ我々の段階では言えないというのが現状でございます。

○鎌田聡委員 難しく、これが更新ができなければ存続ができないわけですから、そこはその辺の同意が取れた上で知事も判断しないと、片や存続すると言ったわ、水利権更新できないわじゃいけないと思いますが。

○上野企業局長 それについては、先ほど増永先生の質問にもお答えしましたとおり、法的な部分から申し上げますと、漁協さんの同意書がないと水利権の更新ができないかどうかというのは、最終的には国交省さんが判断されますけれども、私どもの感覚では、それは法的要件じゃないんだろうと解釈しています。

それについては、国交省さんとしっかり相談しながら、国交省さんも、じゃあどうい

ふうにこの込み入った問題については対応するかということで、八代の事務所が上と相談しながら、対応されると思っております。単純に漁協の同意がないとだめだと、そういうふうになるとは判断しておりません。

○鎌田聡委員 同意がなくてもやるということになれば、またその後非常にいろいろな混乱があると思いますので、そこはやっぱりないけれども突っ走ることじゃなくて、そこはきちんと対応していただきたいと思います。

ちょっと水利権の話とは今度はまた別に、ちょっと時間がかかっていますのであれですけども、開門調査で、前回ゲートを開放しっ放しでどうかという話をさせてもらいました。撤去も、きょうの試算によりますと、今後の実質負担が68億円だとか、存続にしても、売電、総括原価で回収できるかどうか、私は見きわめは難しいと思いますけれども、回収できたとしても、やっぱり16億円の实質負担が必要ということであれば、しばらくゲートを開放しとって、この9ページの開門調査ですか、こういったやり方をすべきじゃないかなというふうに思うんですが、そういった場合に、開門調査期間が6年間で、26億8,000万円ですか、必要と出ていますけれども、実際6年間のうち発電はする必要はないと思うんですよね。発電をしなければ、その機器の交換もすぐする必要はないので、4億5,000万円あたりはこれから差っ引いていいと思いますし、この26億円には発電できないことによる減収の14億円も入っていますので、実質そういったのを引けば、開門調査でゲート開放だけでは環境調査費だけになってきますから、大体7~8億円ぐらいで6年間できはしないかなというふうに思いますが、法的な整理で、現行水利権の更新が開門調査の場合でも前提ということで、仮に発電をしなければ、ただ単に放置することは許されないというこ

とが記載してありますけれども、これは本当ですか。

○那須荒瀬ダム対策室長 これは、荒瀬ダムに限りませず、通常の河川占用物すべてに河川法が適用されますけれども、目的外の物件を放置することは河川法上不可能となっております。

○鎌田聡委員 目的外物……発電をしなれば、そこにダムを置いておくことはできないということですか、その構造物を。

○那須荒瀬ダム対策室長 はい、そのとおりです。

○鎌田聡委員 北海道に幌内ダムというのがあるんですけれども、ここはもともと発電用ダムということでできたんですよ。ただ、昭和48年に発電所が廃止されて、ダムのゲートが撤去されて、現在砂防ダムとなっているということで、これはそのまま放置をされているんですが、これは水利権を取ってあるんですかね。わかりますか。

○佐藤雅司委員長 幌内ダムのことはわかりますか。

○那須荒瀬ダム対策室長 これは調べましたところ、砂防ダムと一般的に言われておりますが、実際は道の方で河川管理施設としてやはり引き継いで、床固めとの用途で継続しているということです。

ただ、これにつきましても、もともと発電ダムでありまして、国交省から、当初の位置づけと異なっているということで改修等を要望され、今いろんな問題が発生して協議中と聞いております。

○鎌田聡委員 これは、改修しろということ

で国交省は言っているということですか。

○那須荒瀬ダム対策室長 そうです。

道が引き継いだ床固めというのは、当初の目的とちょっとやっぱり外れている面がございまして、今の河川の基準にきっちり沿った改修が必要という指摘を受けていると聞いております。

○鎌田聡委員 これは、最近そういったふうに発電が廃止されたわけじゃなくて、昭和48年に廃止され、その後何年ですか、30年近くですか、放置をされてきて、何で今さらそういうことを言われんとかぬとかなというふうに思いますけれども、この辺ももう少しきちんと調べていただいて、その開門調査が本当に法的にクリアが難しいのかどうかですよ。

ここに、まだ協議が未了ということであって、PTの考え方について記載されておりますけれども、北海道でできてこっちでできないことはないというふうに思いますので、そういったことも含めて、いずれにしろ存続も撤去も金がかかるのであれば、しばらくの間ゲートを開放して様子を見るというような選択肢も必要だというふうに思いますけれども、もう少し詳細にこの辺は詰めていただきたいなと思っております。

○上野企業局長 北海道の部分は、確かにおっしゃるように、随分前のことで、それが現在の、例えば河川管理者、国交省さんは——多分そこは国交省さんじゃないかもしれませんが、国交省さんは、今の法律に合った形で是正指導を多分道にしているんだろうと思っています。

球磨川の場合は、現在どうするかということでございますし、今回いただくのは発電用の水利権でございます。開門調査のための水利権ではございませんので、開門調査をする

ために、6年なら6年間、発電をしなくてやることで許可がもらえるかというのは非常に難しいという、そういうことで考えております。現在の河川法の許認可システムでは、先生が言われた北海道のようなやり方は多分無理だろうというふうに思っています。

○鎌田聡委員 発電をしないということじゃなくて、発電するかもしれぬということで、そのための調査なんですね。そのための調査ということで、それならば取れると思うんですけれども。

○上野企業局長 今おっしゃった部分については、少し検討をさせていただきたいと思っております。県だけでは判断できない部分がございますので。

○佐藤雅司委員長 そこはいいですね。ほかに。

○早田順一委員 きょう午前中に、知事にこの説明をされたということでお話がございまして、どうだったでしょうか、知事の反応は。この資料と、今回、漁業組合とか地元とか、いろんな声があるかと思えますけれども、そういうものも含めて何か知事の反応はいかがだったでしょうか。

○佐藤雅司委員長 非常に大事な点でございますが、中園総務経営課長。

○中園総務経営課長 正式には、きょう午前中に知事に報告をいたしました。

これまで知事等には、事あるごとにある程度報告をしながらまとめてきております。知事の胸の内はわかりませんが、知事は、このPT報告書あるいは先生方の意見とか、いろいろ総合的に判断して存廃の判断を決められるというふうに思っております。

○佐藤雅司委員長 まだわからないと。

○早田順一委員 先ほど西岡先生からもありましたけれども、12月のいつの時点かでは発表されるということでありましてけれども、その辺はニュアンス的にはどうですか。いつごろというのは、何か言われたりとかはなかったでしょうか。

○佐藤雅司委員長 時期の話ですが、中園総務経営課長。

○中園総務経営課長 私の口からは何とも言えませんが、12月までに知事が判断されるということしかちょっと私としてもわかりません。

○早田順一委員 先ほど西岡先生が言われたように、九電との契約によって影響を考えるとってよろしいのでしょうか。

○中園総務経営課長 それはないと思っております。

○早田順一委員 それと、これは考え方なんでしょうけれども、例えば今回この資料を見せていただくと、まあ前回の資料もそうなんですけど、撤去よりも存続の方がメリットがあると、この試算だけではですね。環境面はちょっとまだわからないように書いてありますけれども、これが、例えば5年先、10年先、県の財政がある程度持ち直して、多少余裕が出てきたとなったときには、局長としてはどのような考え——先のことでわかりませんが、どう思われますか。

○上野企業局長 今回、14年当時の結論を変えたのは、あくまで県財政が非常に厳しいという条件で検討し直したわけでございますの

で、今早田委員が言われたように、例えば水利権更新が現在の制度では30年、これから20年に多分新しい法律で変わると思いますがけれども、じゃあ10年後、15年後、どういうふうにするかということについては、私が今ここで断定はできませんけれども、単純に理屈から言うと、今回は費用面で県財政が厳しいというのがベースになっていますので、絶対15年後、20年後、30年後かもしれませんけれども、そのときに同じような議論をしないかということは否定できません。結論はどちらかというのはちょっとここじゃわかりませんが、議論するかもしれません。それは後の世代の方々が判断していただく事柄だというふうに思っておりますので。

○佐藤雅司委員長 早田委員、よろしゅうございますか、そこは。

○早田順一委員 はい。

○内野幸喜委員 この庁内PT報告、これをもとに知事が恐らく判断を下す材料の一つとするんだらうと思いますが、最終確認です。この庁内PT報告というのは、これが最終報告ということでよろしいのでしょうか。

○中園総務経営課長 そうです。最終報告でございます。

○佐藤雅司委員長 よろしゅうございますか。

ほかにございませんでしょうか。

○溝口幸治副委員長 荒瀬ダムを撤去すれば、八代海からよく球磨川に魚が戻ってくるんだというような話をなさる方がいらっちゃって、そうなれば夢みたいなことで非常にいいのかなという気もしますが、実際、荒瀬ダムを撤去して八代海から魚が球磨川に戻って

くるという、その辺についての議論はPTの中では何かされましたか。

○上野企業局長 その点について、多分議論はしていないと思いますけれども、今委員が言われた部分については、荒瀬がなくなると球磨川の、例えば稚アユ等に影響がないかという、影響はあると思っています。例えば、生息場所、産卵場所、そのあたりが距離が延びますので、今までは遥拝から荒瀬までの区間でございましたけれども、今度はその区間が荒瀬から瀬戸石まで10キロ程度延びます。だから、その間も生息場所、産卵場所になる要素がございます。そういう面ではプラス効果があるというふうに一般的には考えていますけれども、そこについて詳しく議論は多分していないと思っています。

○溝口幸治副委員長 八代海から遡上してくるという可能性は、やっぱり遥拝堰があるけん無理とですかね。なかなか厳しいんですか。

○上野企業局長 おっしゃるとおり、遥拝堰がございますので、あそこの魚道も非常に上がりにくい構造になっていまして、おっしゃるようになかなか上りません。したがって、先ほど説明がありましたように、県の方で出しております採捕といいますか、その費用をもって漁協さんの方に委託をして、漁協さんがすくい上げて瀬戸石より上流の方に放流しているという状況でございます。

○溝口幸治副委員長 わかりました。

○佐藤雅司委員長 きょうは漁業の関係はおられません、そういう議論の中で、高山政策室長、何かそういう議論が少しはあったんですかね。

○高山政策調整室長 5ページに書いてあり

ますように、撤去の際のPTにおける確認、検証というふうにそこに書いてございますように、定量的に把握するという事は困難だろうということでございますけれども、長期的に見れば、河口域あたりを中心に砂の供給あたりがふえて、それによって河口域に良好な干潟が形成されて、生育体系あたりに好影響を与える可能性もありますよというような形で検討はさせていただいております。

○溝口幸治副委員長 もういっちょよかですか。

きょうせっかく財政課長がお見えでございますので、今後の荒瀬ダム対策についての資料1を見ると、撤去、存続で、撤去の場合、一般会計からの資金投入が28億円必要だと、存続の場合には、逆に一般会計へ約16億円の寄与が可能だと。これだけ見ると、何かやっぱり残した方がいいのかなという気がしていますが、仮に撤去だと決めた場合に、この28億円の一般会計からの負担、これは知事が判断すりゃ財政課長がどこからか集めてこなんと思いたしますが、財政課長から見て、この辺の撤去と存続、どちらの方が今の県財政全般を見据えて望ましいのか、財政課長としての、PTのメンバーとしてのお考えをお聞かせいただきたいと思いたします。

○田嶋財政課長 今回の溝口先生の御質問ですが、今回のPTに財政課も入りましたのは、やはり公営企業と一般会計との役割分担とか、その責任をきちんと検証するという観点が入っております。ですから、今回については、表現としては必要ということと可能ということで整理はしています。

これが、一般会計と公営企業の会計の中で、まずは望ましいかどうか、法的に一般会計と公営企業会計はそれぞれ独立して運営しているということで、それぞれの資金供用とか剰余金の処分については、それぞれの法に基づ

いてされるということが明記されておりますので、それぞれの会計で処理されるべきというふうに考えております。

ただ、先ほど上野局長も御説明しましたように、財政が厳しいからできるとか、その前に、公営企業としてきちんと運営できるかどうかということの判断がまず大事だと思いたしています。それ以上の判断については、今後、撤去の場合、28億円の資金をどのようにして確保していくかという点については、判断後、財政再建計画とも整合させながら検討を行うことが必要というふうに考えております。

○溝口幸治副委員長 ということは、仮に企業会計の中であと28億円がたまることができると、そのときには、また企業会計の中で撤去できるかできないか、その辺を検討できるということですよ。

○田嶋財政課長 この28億円の評価も、最終的に積み上がったの28億円ですので、各単年度の場合、28億円が一遍に発生するわけではございません。例えば、今後4年間の財政を見たときに、可能かどうかという話もございたしますし、先ほど申しましたように、ほかの7つのダムで回収が可能なら一般会計から貸し付ければいいですけども、それができなければ、当然何らかの一般会計への負担ということで、やっぱり貸し付けができないという状況になりますので、そこを踏まえた総合判断が必要と思いたしています。

○溝口幸治副委員長 今回大きく考え方が変わった点は、さっきの損益勘定留保資金ですか、いわゆる今までの説明では、ほかの、企業局のいろいろな発電部門も合わせて処理をしていくんだというお考えでやってこられました。今回の場合は、いや、それぞれの発電所の維持管理費というものはちゃんとキープした上でやっていくんだという、今までの企

業局の説明とPTの考え方が大きく変わったんですね。ここを、もう一回、しっかり説明していただいてよろしいですか。なぜそういうふうに変ったのか。まあ、財政課長が入られたので、よりその辺はきめ細やかに検討されたんだろうと思いますので、その辺をしっかりとやっぱり説明をしとかないと、ここで考えを変えたことが、いかにも何か存続ありきというふうに、まあ私も何となくそんな感じが当初説明を受けたときにしましたので、ここをやっぱりしっかり説明をもう一回お願いしたいと思います。

○佐藤雅司委員長 損益勘定計算書が入ったことについて、田嶋財政課長。

○田嶋財政課長 当初の考え方がきちんとしているかどうかちょっとわかりませんが、当初撤去に向けた試算の中では、割と粗っぽくというんですか、大体15億程度を7ダムの運営に必要というような判断でした。ただ、7ダムの根拠については、いわゆるフローというんですか、現金収支が大体15億ぐらいなければ今後の他ダムの運営には影響があるだろうということで、まあ大まかには間違っていないと思いますが、そこで今回の企業会計の精査に当たって、やはりその一つ一つのダムを今後中長期的に運営していくためには、公営企業法に基づいた、いわゆる減価償却費というものをきちんとダムごとに算出して、それはそのダムの経営のために必要だろうと。それ以外の剰余金、いわゆる利益というんですか、それは当然撤去に対しても対応可能だろうと、それをきちんと整理したということですね。大きくはそういうことだろうと思います。

ただ、企業局自体は、そういう概念も含めて、やはり経験則的に15億というものを出示しておりましたが、一応法的整理も含めて、そ

れを再試算したということだと思っています。

○溝口幸治副委員長 わかりました。

○早田順一委員 財政面も確かに大事でございます。それと、あと環境面なんですけど、環境面も十分にこれから検討をされてやっつかないと、やっぱり県民の皆さんが納得をされないんじゃないかというふうに思っています。

それで、知事判断は12月ということでありますけれども、知事判断の前にそういった環境面の内容というのを知事に示されるのかどうか、その辺をお聞かせください。

○佐藤雅司委員長 環境面について、だれが答えられますか。福原工務課長。

○福原工務課長 これまでも説明会等で説明してきたところなんですけれども、発電所を継続する場合の管理・環境対策については、十分やっついていくということで知事の方にも説明しているところでございます。

○早田順一委員 ある程度具体的な内容が知事に知らされないと、知事も判断ができないんじゃないかというふうに思っておりますけれども、その点はいかがですか。

○福原工務課長 説明会で説明いたしました管理・環境対策につきましては、内容、それから費用につきましても知事の方にきっちり説明しているところでございます。

○佐藤雅司委員長 ある程度この中に入っています。

○早田順一委員 工事のそういう……

○佐藤雅司委員長 水産業から何から。

○早田順一委員 いわゆる、この中での環境面の対策までということですね。

○福原工務課長 現在知事の方にお示ししているのは、そのとおりでございます。

○内野幸喜委員 要するに、これが最終、最後の報告になるということなわけですね、知事に対しては。

○佐藤雅司委員長 先ほど確認したとおりです。

○内野幸喜委員 確認しました。

○佐藤雅司委員長 それでは、ほかにございませんでしょうか。なければ、これで質疑を終了いたします。

最後に、その他の項目でございますけれども、委員の先生から何かございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、なければ以上で本日の議題は終了いたしました。

本日は、説明をお聞きし、各委員からの御意見がございました。今後は、12月議会の定例会に向けて議論は移っていくということになりますけれども、委員会としても今後しっかり審議をしてみたいというふうに思っておりますので、委員の皆様方には御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後3時9分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する